

令和3年9月10日 防疫対策本部
大臣 冒頭発言

- 1 本日は、昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて明らかとなった課題を確認し、次シーズンに備えて高病原性鳥インフルエンザの侵入リスク及び今後の対策について認識の共有を図りたいと思います。
- 2 昨シーズン、我が国では高病原性鳥インフルエンザが18県52事例発生し、殺処分羽数は過去最大の約987万羽に上りました。
さつしよぶんはすう
昨シーズンの特徴は、連続して大規模農場において発生したこと、農場が密集した地域で多発的に発生したことが挙げられます。
また、昨シーズンの鳥インフルエンザ対応を通じ、生産者によって飼養衛生管理基準の遵守状況に大きな差があったこと、埋却地確保等に時間を要した結果、防疫業務が長期化したことなどの課題も明らかとなりました。
- 3 これらの課題に対応するため、飼養衛生管理基準等を改正し、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を選任することの義務付けや、事前の埋却地の確保、家畜の伝染性疾病の発生に備えた対応計画の事前策定等の対策の強化を行うことといたしました。
なお、改正後の飼養衛生管理基準等は10月1日から順次施行されます。
- 4 秋には、次の鳥インフルエンザシーズンが始まります。海外の状況を踏まえると、次のシーズンも引き続き注意が必要であり、飼養衛生管理の徹底が求められます。
引き続き、関係者が一丸となって、今回の改正を踏まえた家畜伝染病対策をしっかりと実行に移し、鳥インフルエンザの発生防止に万全を期するよう、よろしく申し上げます。

以上